

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書4. I. (1) 一般廃棄物処理事業実態調査票及び調査用プログラムの更新について</p> <p>「項目の変更・追加、調査票フォームの変更等について環境省担当官と協議の上、最終的な調査項目等を決定」とのことですが、各実態調査票（処理/施設/経費）に対し5項目以上の変更・追加の見込みはございますでしょうか。（弊社からの調査項目の変更・追加案については、提案書へ記載させていただきます）また、追加項目がある場合はデータの公表を想定しておりますでしょうか。追加項目はデータ分析まで必要になりますでしょうか。もしくはデータ集約相当の取りまとめで留まるイメージでしょうか。</p>	<p>現時点でどの程度調査項目の追加・変更を行うかは未定であり、5項目以上の変更・追加を行う可能性もございます。公表についても未定ですが、追加をする場合、項目によっては集約相当の情報についての公表は必要になるかと想定しています。</p>
2	<p>仕様書4. I. (1) 一般廃棄物処理事業実態調査票及び調査用プログラムの更新について</p> <p>「項目の変更・追加、調査票フォームの変更等について環境省担当官と協議の上、最終的な調査項目等を決定」とのことですが、災害対策調査票に対し5項目以上の変更・追加の見込みはございますでしょうか。また、追加項目がある場合はデータの公表を想定しておりますでしょうか。追加項目はデータ分析まで必要になりますでしょうか。もしくはデータ集約相当の取りまとめで留まるイメージでしょうか。</p>	<p>現時点で災害対策調査票に対し変更・追加の見込みはございません。</p>
3	<p>仕様書3. IV. 長寿命化の取組状況の収集・分析について</p> <p>「取りまとめは8月中に行う」とのことですが、一般廃棄物処理事業実態調査とは切り離し、回答締切日を別途設定し調査を実施することになるのでしょうか。この時、各自治体へ電子媒体調査票を配布する手段のご指定や、配布に際し留意点があればお教えください。</p>	<p>お見込みの通りです。請負業者による調査票配布作業の実施方法については特に指定しておりません。</p>
4	<p>4. 仕様書3. II. 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールの更新について</p> <p>更新項目に変更はございませんでしょうか。</p>	<p>「令和4年度廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策普及促進方策検討委託業務」にて市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールの見直しを行っておりますので、そちらに適合した項目の更新を行っていただきます。</p>
5	<p>仕様書4. III. (2) 災害対応の傾向分析について</p> <p>災害対応の集計・分析は、I.実態調査の集計・分析時期より先に行ってもよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ございません。</p>
6	<p>別添. 2.電子データの仕様「(2) 使用するアプリケーション」について</p> <p>Microsoft社Excel（ファイル形式は「office2010（バージョン14）」以降で作成したものとございますが、2023年4月にoffice2013のサポートが終了いたしますので、office2013までの使用は考慮しなくてよろしいでしょうか。</p>	<p>office2013までの使用を考慮ください。</p>
7	<p>別添5. 提案書の評価基準表について</p> <p>業務の実施体制へ「外部の協力体制」も纏めるよう指定がございますが、組織の実績においては、外部協力者の実績は加点対象でしょうか。また、共同事業実施体制を組む場合の、共同事業者の実績は加点対象でしょうか。</p>	<p>加点対象外となります。</p>

8	別添5. 提案書の評価基準表「組織の実績」について「注2 業務名は10件まで記載できるものとする。」とございますが、共同事業実施体制を組む場合、代表者で10件、共同事業者で10件の各企業10件ずつまで記載してよいのでしょうか。その場合は、共同事業者分も加点対象でしょうか。	A 4判4枚以内に記載できるのであれば、代表者で10件、共同事業者で10件の各企業10件ずつまで記載して問題ございません。その場合、共同事業者分も加点対象となります。
9	別添5. 提案書の評価基準表「事業年度における賃上げ」について評価区分が任意の他項目は実績があれば加点対象になる認識ですが、当項目は対前年度比平均受給額3%以上の賃上げとございますので、昨年度賃上げを実施していても今年度実施していなければ加点対象外ということでしょうか。	今年度賃上げを実施していなくても、令和5年度において賃上げを実施する旨表明いただければ加点対象となります。一方で、令和4年度に賃上げを実施する旨表明していたが、事業年度が終了し、確定した実績において規定の基準に達していなかった場合、以降1年間に渡り入札時に減点処置を行います。
10	別添3提案書の「事業年度における賃上げ」について従業員を月給者と時給者に分けて算出し、それぞれが対前年度比3%（または1.5%）以上増加させる計画で賃上げを表明してもよろしいでしょうか。	月給者と時給者に分けて算出した方が、賃上げが行われたか適切に評価できるということであれば問題ございません。その場合、賃上げ実績の評価方法等が明確に分かる確認書類を提出してください。
11	別添3提案書の「事業年度における賃上げ」について60歳以上の定年再雇用者は対象外、とした賃上げ計画を表明しても問題ないでしょうか。	問題ございません。
12	別添3提案書の「事業年度における賃上げ」について従業員の賃上げ額を算出・昨年度と比較する際は、基本給に職能給や役職手当を含めた「固定給」で比較するのでしょうか。または「基本給」のみで比較するのでしょうか。もしくは、「固定給」「基本給」のどちらをベースに比較する計画なのかを表明していれば、どちらをベースに算出・比較しても問題ないでしょうか。	各企業の実情を踏まえ算出・比較することを可能としておりますが、少なくとも所定内賃金にて比較いただくようお願いします。なお、こういった形で比較する場合においても、賃上げ表明期間と当該期間の対前年（度）における算出にあたっての考え方に齟齬がないようにしてください。